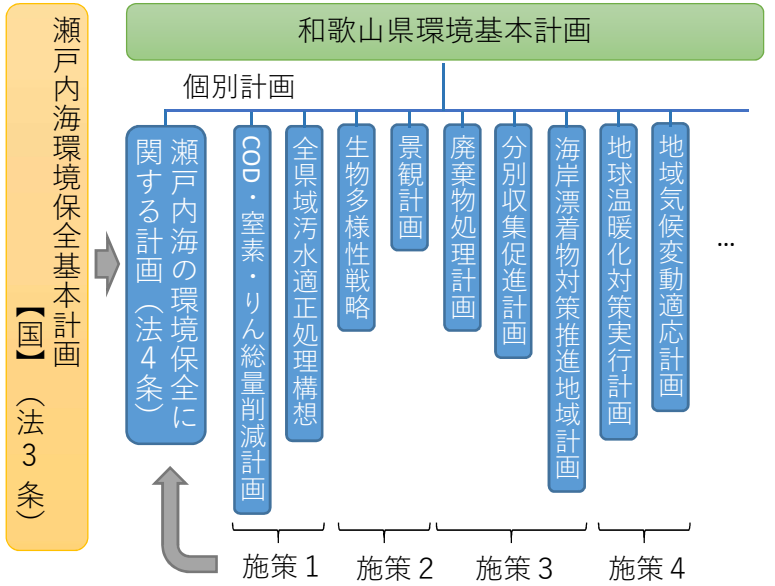


瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画の変更について

1 県計画の位置づけ

- 根拠法令
瀬戸内海環境保全特別措置法第4条
- 国の基本計画に基づき、知事が策定
- 和歌山県環境基本計画の個別計画のひとつ
- 各個別計画の瀬戸内海における実施計画に相当

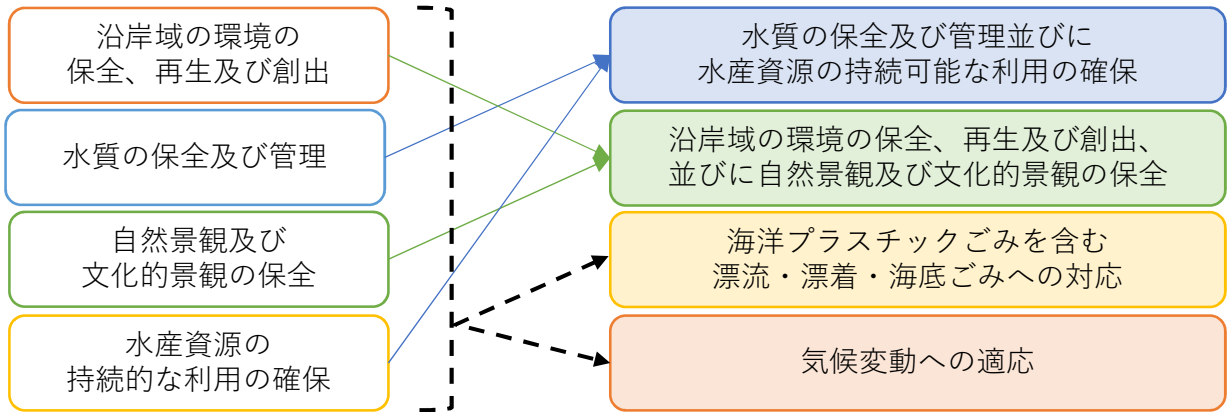
策定：S56年 7月
 変更経緯：S62, H4, H9, H14, H20
 H28年10月（直近）
 計画期間：10年
 対象区域：瀬戸内海
 （日ノ御埼より北の
 紀伊水道東部海域）



2 計画の変更（国の基本計画に準拠）

「瀬戸内海の水質改善」から、「地域の実情に応じた里海づくり」へ

- 国の基本計画の変更のポイント（R3瀬戸法改正を反映）
- ① 栄養塩類管理への転換
 - ② 温室効果ガス吸収源でもある藻場の再生・創出を後押し
 - ③ 海洋プラスチックごみの発生抑制を推進



3 計画の点検

- 上記の構成に基づき設定した指標を用いて、取組の状況を把握する。

・水質汚濁に係る環境基準達成状況
 ・漁業生産量
 ほか6指標

・漂流ごみ等の回収量
 ・わかやまごみゼロ活動の認定団体数

・藻場・干潟等の面積
 ・自然公園利用者数
 ほか9指標

・水温（表層及び底層）
 ・河川流量（豊水時及び平水時）